

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ（第4回）

令和5年3月28日

【宍戸主査】 それでは、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの第4回会合を開催させていただきます。

皆様お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の会議につきましても、ウェブ会議システムにより開催させていただいております。

まず、事務局より会議による開催上の注意事項や案内事項がございますので、よろしくお願いたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宍戸主査、ありがとうございます。総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の池田でございます。

まず、ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内いたします。

本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影による傍聴としております。事務局において、傍聴は御発言ができない設定としております。

次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外にはマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただくようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に御発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名させていただく方式で進めたいと存じます。

御発言の際にはマイクと映像をオンにして御発言ください。御発言が終わりましたらいずれもオフにお戻しく下さい。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時事務局や主査宛に御連絡いただければ対応いたします。

本日の資料の確認に移りたいと思います。本日の資料につきましては、本体資料として資料1から資料3まで、また参考資料1及び参考資料2を用意しております。

冒頭申し上げましたように、水谷構成員は本日、遅れて御参加されるという御連絡をいただいております。

注意事項と御案内は以上でございます。

それでは、これ以降の議事進行につき、宍戸主査をお願いしたいと存じます。宍戸主査、

よろしくお願いいたします。

【宍戸主査】 承知いたしました。

本日でございますけれども、本ワーキンググループの検討アジェンダに関しまして、有識者の皆様からヒアリングを行うとともに、構成員の皆様による自由討議の時間を設けたいと思っております。

まず、検討アジェンダ全体につきまして、学校教育現場における誹謗中傷の実態に詳しい、兵庫県立大学、竹内和雄先生から御発表をいただきます。その後、検討アジェンダの3-2の(1)に記載している削除請求権につきまして、東京大学、森田宏樹先生、それから京都大学、橋本佳幸先生から御発表をいただきます。質疑及び意見交換でございますけれども、竹内先生の御発表の後、それから、森田先生、橋本先生の発表の後と2回に区切って実施をさせていただきます。

その後、議事の最後に、その他の検討アジェンダも含めて、構成員の皆様から自由討議をいただければと考えております。本日、2時間を予定しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

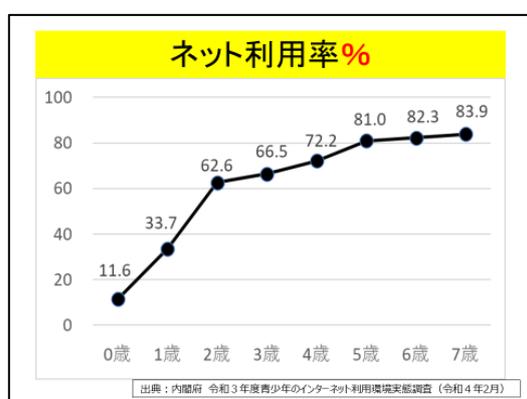
それでは、議事に入ります。まず、先ほど申し上げたとおりでございますが、兵庫県立大学、竹内先生より御発表のほうをよろしくお願いいたします。

【竹内氏】 よろしく申し上げます。今日私は、特に学校現場で今、見えていることを中心に話していこうと考えております。

私は現在大学教員として、多くの社会貢献をさせていただいています。文部科学省では、学校の携帯電話持込みを検討する有識者会議の座長を務めたり、今回、昨年度改訂された生徒指導提要の執筆をしたり、総務省関連ではスマホ関連の様々な委員会等で意見を述べる機会が多いですが、もともと中学校教員20年、市教委5年経っています。現場経験で生徒指導等長く担当してきたこともあり、子どもの実態がわかりやすい立場であったこともありますが、大学に来てからは学生たちと一緒に「ソーシャルメディア研究会」を立ち上げ、小中高校での出前授業を年間200回ぐらい、さらに、子供たち自身がスマホやネットについて意見交換する機会である「スマホサミット」を年間30回ぐらい企画運営しています。また、会として子どもとネットに関するアンケート調査を10万件ぐらい毎年実施しているので、子供の実態を把握しやすい立場にいます。今日は、そういうところから見えてきたことを皆さんにお話ししたいと思っております。10分しかありませんので、概略だけお話ししますので、御質問等をしていただけたらと思います。

全体像としては、子供の現状の話をして2点、それから課題について2点を話し、提案を8つします。

まず、最初に子供の現状ですが、低年齢化が急ピッチで進んでいます。誹謗中傷という文脈にもかなり影響していると思いますので、冒頭、説明します。講演等の機会で、「ネットは何歳から使わせるのが常識だと思いますか？」と質問します。多くの方が小学校低学年ぐらいと答えられ、御年配の方は中学校から、高校から、とおっしゃいます。私が委員として関わっている内閣府の調査では、2歳のネット利用率が6割を超えていることが分かっています、この結果から考えると「2歳が常識」と言えるかもしれません。

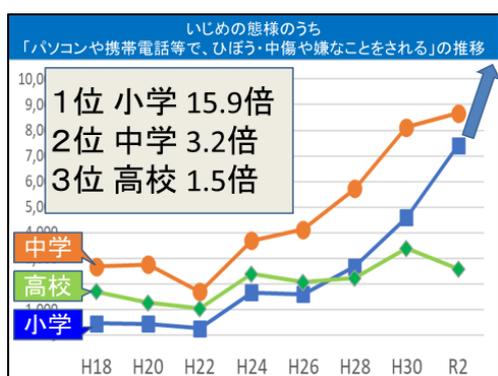


善悪の判断は別にして、実態はこういうことです。私たちの感覚をはるかに超えたスピードで、今、子供たちがネットを使い始めている、ということです。2歳から利用と言っても、赤ちゃんが「インスタ映え」はしません。「保護者が育児の合間に動画を見せている」という声をよく聞きます。思い返すと、私自身が子育てをしていた時は、手を離せないときは、テレビやビデオを見せていました。夕食の準備のときは「お母さんといっしょ」が定番でした。それがYouTubeに変わった、と考えるとわかりやすいと思います。余談ですが、「おかあさんといっしょ」は6時になったらニュースになって子どもは興味を失いますが、YouTubeでは子供はいつまでも好きな動画を見ることが出来ます。赤ちゃんでも関連動画から選択するのをすぐに覚えます。同じようですが、注意事項は当然違っていると感じています。

さらに「GIGAスクール構想」で、小学校1年生から学校で情報端末を文房具として活用していますので、中学校、高校からといういは実はあり得ません。この2つを念頭に置いて、最近よく、「子どものネット利用は、歴史的転換期」と話します。小学生が低学年から学校で文房具として情報端末を使う。そういう転換期に、私たちが国としてどういう方向性を持つかは非常に重要で、私たち大人が問われていると思っております。私はもともと学校教員で、若手としてやっていましたが、もう58歳になってしまったので、もうそろそろぼけが始まるので、非常に焦っていますので、今日は皆さんにできるだけたくさんのお話をしたいと思っております。

次に誹謗中傷について説明する前に、暴力行為の件数についてお示します。文部科学省の通称「問題行動調査」によると、2010年頃の校種別暴力行為は、中学校が圧倒的に多かったのですが、それが徐々に変わり、今では小学校が逆転しています。私は、全国各地の先生方と生徒指導研修講師として関わることが多いですが、小学校の先生方はかなり困っておられます。

朝、登校してきていきなり喧嘩が始まる等の声をよく聞きますが、前の晩にネットでトラブルがあって、朝に殴り合いが始まるケースをよく聞きます。最近多いのが、オンラインゲーム、特にボイスチャットという機能を使ったトラブルです。最近のオンラインゲームの多くは、話しながらゲームができる「ボイスチャット」という機能を持っていて、そこでケンカが起きる、というのです。子供たちにはシューティングゲームが流行していて、興奮しながらゲームします。「右を狙え」「後ろから敵！」等、やりとりしながら話すので、どうしても言葉が荒くなります。失敗した人に対して、「お前何してるんだ！」「へたくそ」など、荒い言葉が飛び交うということです。当然、喧嘩も起きやすい。



さらに、文部科学省のいじめの態様のデータを見てみましょう。いじめのうちに、「パソコンや携帯電話で嫌なことをされた」の校種別推移です。平成18年では、中学校が一番多く、高校、小学校と続きます。令和2年を見ると中学校も増えています（3.2倍）が、小学生は実に15.9倍です。小学生は、もともとの数が少ないという

のもありますが、急激に増えています。私は、これからの主戦場は小学校だと考えています。

誹謗中傷については、学校現場や保護者は、対応が非常に難しいと思っておられます。子供自身は「お手上げ」状態です。泣き寝入りせざるを得ないケースが多いです。知識のある先生は、ツテをたどって削除依頼しますが、実際には対応してくれないケースも多い。私は、誹謗中傷の加害者への指導機会にも頻繁に関わっていますが、加害少年から「ネットは何を書いても無法地帯だと思っていた」という声をよく聞きます。実際、ネットで悪行三昧をしてもばれないケースが多い。警察等に相談しても、この種の問題はまだ日が浅いので、十分に対応できる知識やスキルがある方ばかりではありません。このあたりも重要です。

誹謗中傷のトラブルがあると、保護者はよく分からないから、取りあえず学校の先生に相談します。多くの場合先生もよく分からない。わからない先生方がいろいろ調べられて、教育委員会経由等で私に相談が来ます。時間がかかり経ってしまっているのです、事態が混乱してしまっていて困ります。初期対応がうまくいっていないので、非常にこじれます。特に困るのは削除要請。本人の対応が基本なので、窓口を紹介しますが、申請が煩雑で難しい。途中で裁判が必要になってくることも多いですが、費用も時間もかかるので、そこまで踏み込まれる場合は、実際は稀です。結局、泣き寝入りです。法治国家であるはずの日本でこんなことが起きていていいのか、と日々思います。

実例を挙げます。個人情報のあるので、一部改変していますけれども、事実に基づいています。以下、関西の50代教員の聞き取りの概要です。

生徒がネットで誹謗中傷されて、性的な画像も上がっているのと相談された。パソコンで「誹謗中傷、相談窓口」と検索して、トップに上がったセーフティーインターネットところに相談しようとしたが、幾ら調べても電話できない。「ネット上に事情を書き込んで返事を待つシステム」らしいが、保護者が夜に来るので時間もないし、文字で書き込むとまどろっこしいからということで断念。文部科学省の子供相談ダイヤルでは電話相談できるとわかったので電話。非常に丁寧に対応してもらったが、ネット上のこと、誹謗中傷等の削除は対応できないそうで、法務省の子どもの人権110番を紹介してもらったが、何度電話してもつながらなかった。しょうがないから市教委に電話したところ、警察に相談しなさいと言われて交番に行ったが、「画像が消去されているから被害届は出せない」と言われてこれも断念した。

以上が概略だが、もちろん、「画像が消去されているから」と門前払いは基本的にあり得ないことで、日本の警察は世界的にも非常に親切なので、たまたま悲しいケースだったと思いますが、実際は末端の交番の方々にこの種の問題の正確な対応を期待するのは、短期的には酷かもしれません。私は兵庫県の大学教員ですが、警察の方々は、非常に丁寧です。皆さん一生懸命やっていますが、なかなか追いついていないのが現状だと思います。そのために、抜本的な改革が必要だと思っています。

私は、実例で挙げた文科省とかセーフティーインターネット協会などを批判しているわけでは決してありません。一生懸命、自分達の範囲の仕事をやっておられて敬意を表していますが、実態としてうまくいっていないことも事実です。

中部地方の50代教員から「業者に削除要請して削除してもらった方がいいが、すぐに別の

アカウントで誹謗中傷されている。一網打尽に二度と書き込めないようにはできないのですか」と相談されました。事情を聞いて対応していくなかで、裁判なケースがあると伝えらると「そこまではできない。裕福なご家庭ではないので」となりました。

このポイントは、まず一つ、どちらも50代ということです。50代の方々はネットが苦手の場合が多いようです。ネットは難しいから電話か対面を希望される。最近よく、子供たちにネット相談、SNS相談が必要という議論を聞きますが、実際には、特に大人は電話か対面が有効な場合も多いです。

50代の両教員は「ネットが苦手だから電話か対面が希望」「裁判は非現実的」です。また、「どうして被害者がお金払わないといけないのか」と素朴な疑問を持っておられます。「暴力や交通事故などは無料で対応してくれるのに、何でネットだけまどろっこしいのか」と聞かれます。「結局たらい回しだし、日本は法治国家ではないのか」「ネットは無法地帯と、子供は思っている」とまで言われることさえあります。

最近、先生方と話していて、「法律を作ってほしい」という会話になります。生徒指導の先生からは、暴対法ができたから、暴力団とか、警察がとても頼りになるようになったとよく聞きます。荒い話であることは認識しています。暴力団とネットは全く違いますが、児童生徒や保護者、学校の先生が困っているということでは同じです。

以上を踏まえて、6つ提案します。

①子どもへの情報提供

現状は、規約等、子供への情報提供が充分でないと考えています。画面に、子供たちが良く使う、LINEやInstagramの規約を投影していますが、小さい文字が5ページ、10ページと続きます。規約に細かい記載をするのは、社会的責任として重要です。しかし、「規約に書いてある」を盾に説明責任を果たしている、と主張するのは別の問題です。分になります。

実は、Instagramの規約はまとまっていて好評です。実は私は、「バリューの真実」というNHKの番組で、インスタの規約を分かりやすくしようと企画があり、私も少し関わりました。子供たちの意見を取り入れて、太字にしたり、カテゴリーに分けたりしてくださっています。それでもやはり10ページを超える大作は、はなかなか見るのが難しく、例えば、「インスタグラムの使用は13歳以上でなければいけない」というようなことが、10ページのうちの1ページ、しかも小さく書かれていても、子供たちは気づきません。そういう、分かりやすい記載が要るのではないかと。

②削除要請権？の創設

今は削除、被害者の立場が弱すぎると思います。先ほど言ったように、裁判を経なくても、加害者を知ることができたり、削除要請ができたりする権利、「削除要請権」を必要ではないか。これがあると、実際に対応する、相談員、警察、教員等が迅速に、明確に方針決定ができる。ネット利用の低年齢化が進む今、急務だと思います。

③相談窓口の設置

被害者救済のためには、常時、即時相談できる窓口が必要。電話、せめてチャットで即時相談できる相談窓口です。この種の問題の対応をしているのは、実はネットが苦手な50代等が多いので、電話等での口頭でのやりとりは必須です。

④第三者機関？の創設

難しいかもしれませんが、こういう対策を一手に引き受けるような第三者機関が必要だと思います。ここに電話すればすべてが解決の方向に向かう、現状ベストの対応策を教えてください、そういう期間です。それが無理なら、110番のような通報電話。110番が警察、119番が消防、救急。そういうのが要るのではないか。

⑤リテラシー教育の充実

そうはいつでも、私の提案は一朝一夕には実現できません。現状への緊急対策の意味でも、被害者、加害者予備軍に向けた、リテラシー教育が急務です。教育の現場では、対策を重視した「情報モラル教育」、利活用に重きを置いた「デジタル・シティズンシップ教育」の必要性が語られていますが、2つは同じ方向を向かっています。被害の実態、法律、救済方法を子供たちにわかりやすく提示し、未来に備える。明るい未来を切り開く力にもなるし、被害にあわない抑止力になる。学校だけでなく、乳幼児対策として、保護者支援も重要になってくるとみています。

⑥子供の声を聴く

私たち大人が大所高所から対策をしても実際はうまくいかないことがわかってきています。大人の認識は多くの場合、的外れの場合が多いからです。最新の状況がわかっていなかったり、昔の感覚だったりすることが原因ですが、さらにいえば子供の正直な気持ちを汲み取れていないことも遠因です。昨今、こどもたちの意見表明権、政策関与等が声高に主張されていますが、この流れとも方向性は同じです。私は長く、スマホサミット等の機会の子供の声を着てきていますが、誹謗中傷サミットみたいなこと、開けないかと真剣に検討しつつあります。

与えられた時間になりましたので、私の話は以上です。

【宍戸主査】 竹内先生、どうもありがとうございました。

【竹内氏】 ありがとうございました。

【宍戸主査】 それでは、ただいまの御説明について、構成員の皆様から御意見、御質問があれば承りたいと思います。チャット欄で私にお知らせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【宍戸主査】 まず、上沼構成員、お願いします。

【上沼主査代理】 竹内先生、ありがとうございます。

【竹内氏】 お願いします。

【上沼主査代理】 相変わらず、実地に基づいた御発表で大変参考になります。

【竹内氏】 いつも先生、褒めていただいて。

【上沼主査代理】 裁判が非現実的だと言われると、弁護士としては切ないものがあるんですけども。

【竹内氏】 ごめんなさい。

【上沼主査代理】 それに関して、暴行については、無料でやってくれるのに、誹謗中傷ではやってくれないということがよく分からなかったのですがこの辺、説明いただけるとありがたいです。

【竹内氏】 ど突かれたと警察に行ったら、交番の人は、加害者を連れてこいと、仮置きしてくれるわけです、取りあえず。交番の人たちに、例えば今回のことで、交番の人に言っても、いや、ネットは難しく、とにかく拒否的に警察に対応されるということです。無料というのはもちろん、裁判したらお金かかるのはもちろん分かっていますが、上沼先生とかが関わる前の段階、学校や警察、そういうレベルで今、拒否的に対応されているということがあるということで、これは、弁護士をディスっているわけではありません。

【上沼主査代理】 分かりました。ネットということに対して相談を受ける方が極めて拒否的な人が多いということですね。

【竹内氏】 そうです。

【上沼主査代理】 分かりました。ありがとうございます。

【竹内氏】 少し付け加えますと、今、ネットに関して、例えば警察の方々でも、割と総務省、警察庁の偉い方は知っていますが、交番や市の警察、少年課などは、ネットのことについて、被害届を出すには、これこれこういう要件があるとか、ある子は、2年前で

すが、被害届を出したら一々、どんなことをされたか言わないといけなかったり、恥ずかしい思いをしたりとか、裁判で証言する必要があったりということ言われたということも、もうそういう都市伝説みたいなことが今、起きているので、だから、今、上沼さんがおっしゃったように、相談しやすい環境や、相談を受ける人たちのスキルアップ、それを含めて必要だという問題提起です。

言葉足らずで、すいませんでした。ありがとうございました。

【上沼主査代理】 ありがとうございます。大丈夫です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。ほかに、御質問、御意見いかがでございましょうか。生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 大変貴重なお話、ありがとうございました。

【竹内氏】 お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。1点御質問ですが、7ページで事例を御説明いただいて、ここで、事業者に削除要請をするというのが、竹内先生に相談をするまで行われなかった、相談されてきた先生自身が事業者に直接アプローチをするということなかなかできなかった理由というのが、もし分かれば教えていただければと思います。

【竹内氏】 ありがとうございます。とともしゃべりたいところを言わせていただきまして。例えば、セーフティーインターネット協会のページを見たら、削除要請のことがずらっと書いてあって、すごく私にとっては分かりやすいです。分かりやすいですけども、一教員にしたら、そこで、URLって何なのかと言われました。ああ、先生、アドレスか。いや、アドレスではないと、そこからスタートします。

だから、私たちが思っている以上に一教員のスキルというのはまだまだ低いですし、今まではネットは禁止やと言っていたので。ネットに書いているだけではできないから、手取り足取り、ここでこうやってやるみたいなきができなかったら難しいと泣きつかれました。そんな状況です。

【生貝構成員】 ありがとうございます。なかなか事業者側の削除窓口とか、そういうところまでにたどり着く前に、やはり止まってしまうということでもありますね。

【竹内氏】 そうです。

【生貝構成員】 ありがとうございます。

【竹内氏】 付け加えですけれども、やはりメールを書いて、返信を待つというのが、私らにしたら当たり前ですけれども、学校の先生方は、目の前に生徒がおる前で、ちょっ

と1回聞いてみるわといってやられます。だから、すごく電話はどこかと、電話番号があるところをすごく探します。だから、せめて電話窓口がどこか、もうなければ、僕もさっきも暴論言いましたけども、第三者機関みたいなのがあって、一手に引き受けてくれる。いち早く(189)で虐待ダイヤルがありますよね。いやや(188)で消費者の問題の番号があるような感じで、ネット問題対策窓口が3桁であるといいなと勝手に妄想していると、そんな感じです。ありがとうございました。

【宋戸主査】 それでは、次に、伊藤構成員、お願いします。

【伊藤構成員】 貴重なお話ありがとうございました。僕はこの中で、24歳なので割とSNS世代であって、本当に高校生のときにも、割と僕の周りや自分も、同級生の中から悪口みたいなことを言われるような当事者世代でもあって、本当に増えていくということを実感としても感じましたけれど、多分、現実問題、じゃあ自分が受けたり、そういうものを見たりしたときに先生に相談しよう、ましてや電話をかけるみたいな世代でもないの。

【竹内氏】 そうですよ。

【伊藤構成員】 多分、一番スムーズなのは、ネット上で相談する窓口がきちんとあって、その中ですぐ相談できるみたいな、かつちゃんとそれを相談していいんだよと分かってもらうことがすごく大事なのかなと思っていて、データがあれば教えていただきたいのですが、誹謗中傷があったときに、どのぐらいの生徒さんや学生さんが、ちゃんとそういう相談窓口で相談できているのか、感覚でもいいので教えてもらえますでしょうか。

【竹内氏】 ありがとうございます。感覚でいうと、非常に低いなと思っています、実際問題。ただ、親や先生、警察に相談できた子は、ある程度救えるようになっていきます。今、伊藤さんがおっしゃったように、非常に重要なことをおっしゃって、子供がネット上で相談できたら一番いいですよ。でもなかなか子供も敷居が高いわけです。さっき言ったように、規約を読んでもよく分からないし、11ページあるので、読めないです、子供は。子供ができない、うーん、どうしようと思っていて、先生に言う。先生も分からないという2段構えで、日本の子供たちは今、大変なっているということなので、私は、今日は、せめて大人に相談されたらできるようにするための法律などそんなことをしようというのが1個と、実は、ここにも書いていませんけども、子供自身が相談できるという、それが実は一番重要で、なかなかいいですけども、子供自ら相談するというのは難しい、小学生がどんどん使っているというのが1つと、これは人権問題があってあまり言いにくいですけども、ちょっと怒らないでください。あえて言うと、僕は中学校の教員ですけども、

も、自分で相談できる、文章を打てる、説明できる子というのは、僕は国語の教員だったので、100点満点で60点以上ない子はなかなか難しいですけれども、被害のある子というのはやはり、僕の体感ですよ、あくまで。100点満点で平均取れない20点、10点ぐらいの子が、なんかやってしまった、どうしようとなるので、なかなか自分でやるというのが難しいので、お父さん、お母さん、お願いという場合が多いのと、私が今扱っている被害者の多くが支援学級の子です。だから、そういう意味では大人の支援が、弱い立場の子を守ってあげなきゃいけないなと思っています。

しかし、伊藤さんおっしゃったように、子供自身が相談できるというか、それが一番というのはもう慧眼で、そのとおりだと思います。ぜひまた相談に乗ってください。ありがとうございます。もう伊藤さんみたいな若い人がこれからやってくれないと、僕らはじじいなので、お願いします。

【伊藤構成員】 いやいや、ありがとうございます。まさに本質的な子供の権利、そういういわゆる自分たちが決めるみたいな、そういうところも本質的なのかなと思いました。非常に参考になりました。ありがとうございます。

【竹内氏】 そうです。だから僕も最後に言いましたけども、伊藤さん、一緒にやりませんか、伊藤さんの会社で。誹謗中傷サミット。

【伊藤構成員】 ぜひいろいろ話させてください。

【竹内氏】 すいません。お願いします。

【伊藤構成員】 ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございました。新たな実践的な取組にもつながる質疑応答であったかと思えますけれども、時間の関係上、ほかに手が挙がっていないようですので、竹内先生とのディスカッションはここまでとさせていただきたいと思います。

【竹内氏】 ありがとうございました。

【宍戸主査】 貴重なご発表をいただき、ありがとうございました。

【竹内氏】 ありがとうございました。

【宍戸主査】 それでは、次のアジェンダに移りたいと思います。資料2に基づいて、京都大学大学院、橋本先生より御発表のほうをお願いいたします。

【橋本氏】 京都大学の橋本でございます。大学では民法を担当しております。

私からは、特定電気通信役務提供者に対する削除請求権の創設についてということで、報告をいたします。

スライド2を映していただいて、スライドに挙がっている項目につきまして、(1)を中心としつつ、(2)以下についても、一通り触れるという形でお話をいたします。スライドの(3)、(4)につきましては、検討のアジェンダで明示されておりませんが、(1)の削除請求権の創設に関連して論点となり得ますので、併せて取り上げるということにしております。

スライド3で、まず、削除請求権を創設することの法技術的な可否についてです。中心的な問題としまして、削除請求権の規定を置くことの法技術的な可否、すなわち、人格的利益を違法に侵害するようなインターネット上の投稿に関して、プロバイダに対する削除請求権を法律に規定することが民法の理論にも適合するののかという問題を取り上げております。

まず、結論から言いますと、プロバイダ責任制限法に、スライドの青字のと通りの送信防止措置請求権の規定を置くということは、民法の理論から見て十分に可能であろうと考えております。

「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利または法律上保護される利益を侵害される者は、……特定電気通信役務提供者に対して、当該情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることを請求することができる。」と、そういった規定であります。一部省略している点線の箇所ではありますが、こちらはプロバイダ責任制限法3条と同じように、「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」といった趣旨で書いておりますけれども、単純化のために省略しています。

こういった規定を置くことが可能と見る理由としましては、①のインターネット上の情報の流通によって、自己の権利法益を侵害された被害者は、従来も人格権に基づく差止請求権、あるいは、特別法上の差止請求権としまして、プロバイダに対する削除請求権というものが認められてきております。送信防止措置請求権の規定というのは、この削除請求権を確認して明文化するという位置づけになってきます。

また、②で、プロバイダ責任制限法に規定を置くことに関しましては、3条の責任制限の規定が、こういった削除請求権、あるいはその裏返しである削除義務を前提としていると解されますので、3条と関連づけて送信防止措置請求権の規定を置くことには合理性が認められると思われまます。

順に説明を補足いたします。スライド4に進みまして、まず、送信防止措置請求権の規定が、従来認められてきた差止請求としての削除請求権を確認して具体化するものである

ということに関しまして、2点、権利、法益を限定していないという点と、侵害という要件以上の絞りをかけていないという点を補足いたします。

まず、1点目について、差止めによる保護と申しますのは、あらゆる権利法益について認められているとまでは言えないわけですが、インターネット上の情報の流通によって侵害される権利法益の種類と申しますのは、おのずと限定されてきます。財産的利益の系列でいきますと、①の著作権、商標権、信用、営業秘密といったものが考えられますし、②の人格的利益のケースですと、名誉、プライバシー、名誉感情といったものが考えられます。このうちの①の財産的利益に関しましては、青字で書きましたとおり、法律に差止請求権が定められております。他方で、②の名誉、プライバシーといったものに関しましても、判例上、人格権に基づく差止請求権が認められてきております。最高裁令和4年6月24日判決は、スライドの引用のとおり判示しておりまして、プライバシーという「人格的価値」について、「人格権に基づく差止め」を認めております。プライバシーが権利であるかどうかは踏み込まずに、人格権に基づく差止め請求を認めていますので、こういった論理は、名誉感情の侵害についても当てはまるだろうと思われまます。

こういった形で、情報の流通によって侵害される権利、法益につきましては、現行法上も差止めによる保護が認められておりまして、プロバイダに対する削除請求というのも、その具体化として認められるということでもあります。

下のボツに移りまして、差止請求としての削除請求権の要件に関しましては、判例上も、権利、法益の違法な侵害以上のものを要求しておりません。①の最高裁平成29年1月31日決定は、検索事業者、グーグルに対する検索結果からの削除請求について、「明らか」要件というものを立てたわけですが、②の令和4年6月24日判決は、ツイートの削除請求につきまして、そういった要件を立てませんでした。判例は、一般のプロバイダに対する削除請求については、「明らか」要件の加重をしないという立場だと解されます。

スライド5に入りまして、次に、プロバイダ責任制限法3条の責任制限の規定が、先ほどお示ししましたような削除請求権を前提とするものと解されるということについて、説明を補足いたします。まず、3条1項ですが、こちらは、プロバイダが他人の権利を侵害する情報であるにもかかわらず、送信を防止する措置を講じなかった場合について、被害者に対する損害賠償責任を制限している規定であります。具体的には、プロバイダは①の当該情報の流通を知っており、かつ、②の当該情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合でなければ、

責任を負わないとされております。

他方で、3条2項ですが、こちらは、プロバイダが他人の権利を侵害する情報でないにもかかわらず、送信を防止する措置を講じてしまった場合につきまして、発信者に対する損害賠償責任を制限するというものです。具体的には、プロバイダは③の当該情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったときは責任を負わないとされております。

このうちの①の要件であります。こちらは青字で右側に書きましたとおり、プロバイダには流通している情報を一般的に監視する義務がないということを裏側から示しているものであります。

次に、②、③の規律であります。こちらは一番下の青字で書きました部分のとおり、他人の権利を侵害する情報については、本来、プロバイダにそれを削除すべき義務があるということが不文の前提となっております。その上で、②は、権利侵害情報に該当して削除義務があるにもかかわらず、プロバイダが誤ってそうではないと判断した場合にプロバイダの責任を制限するもの。また、③は、権利侵害情報に該当しないにもかかわらず、誤って権利侵害情報に該当して削除義務があると判断した場合に、プロバイダの責任を制限するものと解されます。

先にお示ししました送信防止措置請求権の規定といたしますのは、現在は不文の前提とされているプロバイダの削除義務、青字の下線の部分であります。こちらを条文に明記するものと位置づけられるかと思えます。

スライド6に進みまして、(2)の炎上の場面における請求権を創設することの可否の問題に入ります。多数の者によって大量、集中的に侮辱的な投稿がされたような場面、いわゆる炎上場面ですと、多数の者がした大量の侮辱的な投稿を全体として見れば、社会通念上、許される限度を超えた違法な侮辱があったと言えます。他方で、それぞれの投稿を個別に見たときには、その文言が違法な侮辱ということに当たらないものも多いかと思われれます。

こうした場面で、被害者がプロバイダに対して、個別には違法でない投稿も含めて、各投稿の削除を請求することは認められるのかというのがここでの問題であります。理論的には、こういった削除請求を認める法律構成は十分可能であると考えられます。幾つかの構成が考えられるところですが、例えば、大量の侮辱的な投稿が、全体として帯びる違法性というものに着目しますと、次のような説明が可能かと思えます。

①、大量の投稿によって、被害者が受忍限度を超える侮辱を受け、侵害が違法な程度に達している場面が生じると、②、プロバイダは侮辱的な投稿の集中による違法な侵害状態があるということを理由に、その違法な侵害状態を解消すべき作為義務を課せられる。そして③、プロバイダは投稿を削除する等の方法によって、この違法な侵害状態を解消しなければならない、つまり、被害者はプロバイダに対して削除請求権を有する。また、侵害状態を放置するときには、プロバイダは損害賠償責任を負う、そういった論理になってきます。

以下、スライドにない部分を補足いたしますと、この構成は、個別の投稿を違法としないうまま、プロバイダに削除義務を課すものであります。そのため、個々の投稿者の側から見ると、自らの違法でない投稿が削除されるのは、表現の自由の不当な制約ではないかという反論もあり得るところです。しかしながら、当該の投稿の内容といたしますのは、およそ侮辱性がない文言ではなくて、炎上すれば受忍限度を超えるようなものであります。また、当該投稿がされたのも、コメント欄など炎上が起きやすい場においてされております。こうした投稿を、それが現に炎上に至った状況の下で、プロバイダが削除するというのは、投稿者としても甘受すべきではなかろうかと考えております。

以上、申しましたのは理論的な可能性ということではありますが、それを法律の条文に書き込むというのは、また別論でありまして、個別には違法とは言えない大量の投稿によって、全体としては、違法に人格的利益が侵害されているという前提状況につきましても、成立要件の形で条文に明確に書き込むというのが難しいのではないかと思います。送信防止措置請求権の規定の解釈問題に位置づけて、要件の具体化を裁判所に委ねるほうが実際的ではないかと考えるところです。

スライド7に入りまして、送信予防措置請求権の問題であります。プロバイダに対する削除請求権、送信防止措置請求権の規定を置くということになりますと、予防措置にまで広げることの可否というのも問題となり得ますので、関連措置として取り上げております。検討アジェンダでは、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応というものが取り上げられておりますが、そういった場合に、プロバイダに対する送信予防措置請求として、アカウントの停止、凍結等を請求することも認めることができるかというのが、ここで問題であります。

プロバイダに対する削除請求権は差止請求権の性質を持っておりますが、差止請求の内容は本来、侵害の停止だけではなくて予防も含まれますので、プロバイダに対する送信予

防措置請求権というのも理論的には考えられるところです。しかしながら、インターネット上の情報の流通に関して、侵害予防請求を一般的に肯定するというについては慎重を要するものと考えます。プロバイダに対して、発信される内容を事前に確認したり、フィルタリングではじいたりといった予防措置を求めるとなると、プロバイダが事前検閲するようなものとなってきます。

また、今問題になっています場面に限れば、侵害の停止請求の枠内でもかなり対応できるものと考えます。①、こういった場面ですと、権利侵害となる投稿を反復する行為を捉えて、1つの継続的な侵害行為と見ることができますので、被害者はプロバイダに対して、そのような継続的な侵害の停止を請求することができるということになります。また、②、侵害の停止請求に関する法律の規定には、侵害の停止に加えて、それに必要な措置を請求することができるとするものが少なくありません。したがって、③、あるアカウントからの反復的な投稿によって人格的利益を侵害されている者は、プロバイダに対して、繰り返しの送信を停止させるのに必要な措置として、一時的に投稿者のアカウントを停止し、あるいはアカウントを削除する措置を請求することができると考えられます。

スライド8に入りまして、(4)の削除請求権に関連して意見照会の規定を定めることの可否というところであります。プロバイダに対する削除請求権の条文を新設するときには、関連しまして、発信者への意見照会を義務づける手続的な規定を置くべきかどうかということも問題となり得ます。6条は、プロバイダが発信者情報の開示請求を受けた場合に関して、意見照会の義務を定めております。プロバイダが削除請求を受けた場合についても、同様の定めを置くということが考えられるところです。

この問題については、発信者情報の開示請求の場面ですと、一旦開示されてしまいますと、原状回復はできないということになりますので、発信者の利益を保護するために、発信者に対する意見照会が義務づけられています。これに対しまして、削除請求の場面ですと、再度の発信というものも可能ですので、発信者情報の開示の場合ほど、慎重な手続を踏む必要はなかろうと思われまます。反対に、意見照会を義務づける場合には、その分だけ手続が重くなってきますので、情報の権利侵害性が明白なもの、例えば、以前に削除したのと同じ内容の投稿が繰り返されている場合や明らかなプライバシー情報といったものについても意見照会手続が必要になってきまして、迅速に削除措置を講じるということの妨げとなるかもしれないと思われまます。

スライド9に入ります。プロバイダに対する削除請求権の規定とは少し離れてしまいま

すけれども、最後に、プロバイダの責任制限を狭めるかどうかという問題にも、関連問題として簡単に触れておきます。検討アジェンダには、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上で、これを継続的にモニタリングすることを義務づけるとともに、当該アカウントによる投稿については、プロバイダ責任制限法3条1項の適用に当たって、「情報の流通を知っていた」ものとみなすといったことが挙げられております。

どう考えるかですけれども、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに限ったとしても、発信情報の監視を義務づけるということには慎重であるべきではないかと考えます。特定のアカウントを見張って投稿をチェックするということになりますと、発信者の表現の自由に対する萎縮効果が大きいと考えられます。また、人格的利益を侵害する投稿を念頭に置きます限り、機械的な監視ということではうまくいかなくて、24時間、人手で個別的に監視するほかないと思います。そうなりますと、プロバイダにとっても監視の負担というのが過大になるのではないかと考えられるところであります。

スライド10に進みまして、プロバイダの責任制限に関しましては、もう一つ、検討アジェンダに、公正中立な立場からの削除要請等の法的位置づけや要請を受けたプラットフォーム事業者に求められる対応を明確化すること、例えば、応答義務を課すことや、要請された投稿を削除した場合の免責を定めることといったものが挙げられております。

ここで想定されていますのは、次のような取扱いだろうと思います。まず、他人の権利を侵害する情報について、プロバイダが信頼性のある機関から削除要請を受けたにもかかわらず、判断を誤って削除しなかったという場合には、3条1項2号にいう「他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある」ものとして、プロバイダに責任を負わせる。反対に、他人の権利を侵害しない情報について、プロバイダが信頼性のある機関から削除要請を受けたがために誤って削除してしまったという場合については、3条2項1号にいう「他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があった」ものとして免責を認める。そういった取扱いが想定されているのではなかろうかと思えます。

しかしながら、結論としては、こういった取扱いについては、消極に解すべきであって、ここでも責任制限の範囲を変更すべきではないと考えております。

スライド11に入りまして、今のような取扱いをするということになりますと、その前提としまして、プロバイダが当該の信頼性ある機関の判断、削除すべき情報であるという

当該機関の判断に従うべきものとするだけの基盤がなければならない。あるいは、当該機関の判断を信頼することが許されるだけの基盤というものが存在しなければならないわけです。そうでないと、先ほどのような取扱いはできないわけですが、実際には、その基盤が欠けているのではないかと考えます。

プロバイダが、ある投稿が権利侵害情報に該当するかどうかを判断するに当たりましては、①、判断の基礎となるべき事実を把握した上で、それを基礎として、②、違法な侵害と言えるかどうかの法的評価を下さなければなりません。このうち、①の権利侵害情報かどうかを判断するための基礎事実の面に関しましては、重要な基礎事実をプロバイダではなくて、当該機関が保有していると言える状況でなければ、当該機関がした判断にプロバイダが従うべき、あるいは当該機関の判断をプロバイダが信頼してよいとはならないはずであります。しかし、実際には人格的利益の侵害の場面で、そういった機関というのは想定しにくい。例えば、摘示事実の真実性に関わる資料を保有している機関というのは考えがたいということになります。

次に、②の違法な侵害と言えるかどうかの法的評価であります。こちらは法的評価ですので、裁判所の判断が最終的になってきます。裁判所以外の機関がした法的評価に従うべき、あるいは信頼してよいといったようなことにはなり得ないと思われまます。もちろん、例えば法務省人権擁護局からの削除要請といたしますのは、そこに含まれる法的評価が裁判所の判断と一致するということがほとんどでありましようけれども、あくまで、事実上、要請どおりに対応しない場合には、プロバイダは損害賠償責任を覚悟しなければならない。そういった事実上の位置づけになるのではなからうかと思っております。

私からの御報告は以上でございます。どうもありがとうございました。

【宍戸主査】 橋本先生、ありがとうございました。

それでは、続きまして、東京大学、森田先生より御説明のほうお願いいたします。

【森田氏】 東京大学の森田でございます。早速、報告に入らせていただきます。

事務局から私にいただきました課題は、プロバイダに対する実体法上の削除請求権を明文化することについてニーズがあると仮定した場合に、法技術的な観点からは、どのような規定を置くことが考えられるのかというものであります。

ここでプロバイダとは、ホスティング・サービス・プロバイダ一般を対象とするものでありまして、プロバイダ責任制限法3条にいうところの「特定電気通信役務提供者」にほぼ対応いたします。明文化のニーズがあるといいますが、どのようなニーズなのかによ

って、それに応える規定の内容も変わってきますので、この点は検討の中で必要に応じて言及したいと思います。

ここでは、大別いたしますと、2つのアプローチが考えられます。1つが、被侵害法益の観点からアプローチするものであり、もう1つが、プロバイダの行為義務の観点からアプローチするものであります。

1つめのアプローチは、判例法において認められている差止請求権としての削除請求権を、その根拠となる権利または利益ごとに明文化するというものであります。

現行法の下でも、インターネット上の投稿等によって人格権ないし人格的利益が侵害された者は、人格権に基づく差止請求権を行使し、投稿の削除を請求することが可能であることは、判例によって認められています。しかし、三菱総合研究所が行った実態アンケート調査によりますと、かかる権利の存在を認識している国民は約3割にすぎず、そのため、削除請求権を明文化することが、ここでの検討の俎上に上がっていると伺っております。

人格権に基づく侵害行為の差止請求権というのは、民法の一般法理であります。民法典には明文の規定はありません。そこで、この1つめのアプローチによれば、このような民法の一般法理がプロバイダとの関係でも妥当することを確認する法律の規定を定めるということになります。

そして、根拠となる法益ごとに差止請求権について、法律に明文の規定がない場合についてのみ規定を定めるということになりますので、著作権や商標権などについては明文規定がありますし、営業秘密や信用毀損による営業上の利益の侵害については、不正競争防止法には明文規定がありますので、それらは除いていきますと、さしあたり考えられるのは、人格権または人格的利益に基づく削除請求権ということになりそうです。

しかし、このような考え方に対しては、いくつかの問題点を指摘することができます。

第1に、現時点で判例が差止請求権を認めている法益以外については、引き続き解釈に委ねられることとなりますが、法律に明文の規定がないと権利の存在が認識されないという、このニーズが想定する人たちには、明文の規定がないということは権利がないと受け止められるおそれもあります。

第2に、人格権ないし人格的利益といっても、そこに含まれる具体的な法益は、名誉、名誉感情、生活上の秘密、プライバシー、肖像、氏名等々、実に多様なものが含まれてきます。そして、それぞれの侵害の要件は、具体的な事案においてそれと対立する法益との比較衡量によって判断されるものでありますので、法律に、どのような場合に侵害となる

のかという具体的な要件を書くことは困難であります。せいぜい違法な侵害があれば、人格権が削除請求の根拠となり得ることを示すのみであります。これでいきますと、条文だけを見て、人格権侵害と言えば直ちに削除請求ができるとの誤解を招くおそれも生じるところであります。

さらに、法制的な観点からは、プロバイダ責任制限法3条は、プロバイダ一般の損害賠償責任については、EC指令にならって、侵害される権利・利益を問わない「分野横断的（horizontal）なアプローチ」を採っていますが、法益ごとに規定するという考え方は、これと整合的なのかという問題があります。プロバイダが削除しないと損害賠償責任を負うことになる場合でも削除する法的義務を負わないという場合が生ずることが妥当なのかという問題であります。

もう1つのアプローチは、プロバイダが削除義務という行為義務を負うのはどのような場合なのかという観点から規定するというものであります。

そもそもプロバイダは、いかなる場合に他人の権利・利益を侵害したと法的に評価されるのかという問題があります。他人の権利・利益を侵害している直接の侵害主体は、問題となる情報を投稿した送信主体であるところの発信者であります。プロバイダは発信者の情報の送信を媒介する手段や場を提供することにより、発信者による情報伝達に技術的な寄与ないし関与をするにすぎません。したがって、ホスティング・プロバイダというのは、利用者から提供された情報が自動的に処理され、情報内容について認識もコントロールも有していない場合には、「中立的な立場」から「受動的な役割」を果たすにすぎないものと法的には捉えられていまして、このような「技術的媒介者」と性質決定されるときは、自己が管理するサーバーに当該侵害情報が記録され、公衆に送信されているというだけでは、侵害主体とは評価されないわけでありまして。

発信者の情報伝達を媒介することにより、プロバイダ自身が他人の権利・利益を侵害している侵害主体であると評価されるためには——これは、講学上「間接侵害」と呼ばれる侵害の形態であります——、当該情報を削除しない、つまり情報伝達の媒介を継続するという不作為が違法な侵害と評価されること、すなわち、プロバイダに「条理上の削除義務」という作為義務が認められることを要すると考えられております。

したがって、理論的には、間接侵害においては、客観的に見て違法な状態にあるという結果不法とともに、プロバイダの行為不法の観点から、その侵害評価において重要な意義を有するわけでありまして。

ところで、プロバイダについては、違法な情報の流通について、一般的な監視義務を負わないという原則が世界的に共有されています。これは、2000年のEU情報社会サービス指令が採る考え方でありますが、わが国のプロバイダ責任制限法3条1項1号・2号は、プロバイダが損害賠償責任を負う場合を限定することにより、この考え方を明文化したものであります。そして、この原則は、2022年のEUデジタルサービス法においても基本的に維持されているものであります。

これを踏まえますと、条理上の削除義務が認められるとすれば、それはプロバイダが当該情報による違法な侵害を認識し、または知ることができたと認めるに足る相当な理由がある場合であると解されることとなります。つまり、プロバイダが一定の侵害事実を認識した場合には、削除しないであると自らが侵害主体であると法的に評価されることになり、削除義務が発生するわけであります。

このようなプロバイダ責任制限法3条1項1号・2号が定める要件の下で、プロバイダに削除義務が生じるということの規定するのであれば、現行法の解釈とも整合的であり、適切な方向であると考えられます。

このような考え方による場合には、削除請求について法益による限定は必要ありません。プロバイダが削除しなければ損害賠償責任を負う場合であれば、原則として、削除義務を認めても問題ありません。プロバイダ責任制限法3条1号・2号の規定は、プロバイダ責任制限法制定当時の民法709条の文言に合わせたものですが、その後、民法709条は、現代語化により改正されておりまして、これに平仄を合わせれば、「他人の権利又は法律上保護される利益が侵害されていること」となります。

そして、現行の実定法および判例法を踏まえますと、差止請求権が認められるのは、排他性がある「権利」に限定されるわけではありません。営業上の利益については、差止請求権を認める特別法として不正競争防止法などがあります。あるいは、判例においても、検索事業者に関する平成29年の最高裁決定は、調査官解説によれば、人格的利益に基づく差止請求を認めたものであると説かれております。

削除請求ないし差止請求の可否の判断において重要なのは、権利なのか利益なのかではなくて、対立する法益との比較衡量により、具体的にいかなる条件の下で違法な侵害と評価されるかでありまして、違法な侵害と評価される場合には差止請求の対象となると考えることができます。

次に、削除請求の態様との関係で一定の整理をしておきます。

これまで述べたように、削除義務というのは、プロバイダが違法な権利・利益の侵害について、プロバイダ責任制限法3項1項1号・2号の所定の事実を認識することにより発生するわけですが、「裁判上の削除請求」がされる場合には、裁判所が判決により権利・利益の違法な侵害について要件充足することを認定することになりますので、当然に1号・2号の要件を満たすことになります。遅くとも口頭弁論終結時には、法益侵害の意識があるといえることになるでしょう。

これに対し、「裁判外の削除請求」がされる場合には、裁判外の通知により与えられた情報から、プロバイダが他人の権利・利益の違法な侵害の要件充足を認識することができる場合——これは1号であります——、あるいは、他人の権利・利益が侵害されることが知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合——これが2号に相当するものであります——に削除義務が生ずることになります。

このうち、2号というのは、いわゆるレッド・フラグ・テスト (red flag test) を規定したものでありまして、侵害の要件充足すべての認識には至らないが、侵害があることを蓋然的に示す重要な事実については認識している、これが「相当の理由」に当たるわけですが、そうした場合に、一定の調査・確認をすれば侵害の要件充足を判断することができるにもかかわらず放置しておいた場合がこれに当たります。

また、ここでの裁判外の通知というのは、通常は、権利・利益を侵害された者による通知ということになりますが、いわゆる「信頼される通知者」——トラステッド・フラガー (trusted flaggers) とか、シニャラー・ド・コンフィアンス (signaleur de confiance) と呼ばれますが——、信頼される第三者による侵害事実の通知でも構わないところであります。わが国では、著作権や商標権の侵害については、信頼性確認団体による通知の仕組みが既に存在しています。また、人格的利益の侵害についても、法務省人権擁護機関による削除依頼の制度などが存在しています。

ここで重要なのは、信頼される第三者の「信頼」の基礎は何にあるかということですが、これは権利・利益の侵害の有無について適切に判断することができるということに対する信頼ということであり、よく公正中立な立場にあることが言われますが、公正中立であればよいというわけではなく、法的にみて権利・利益の侵害の要件を充足しているかの判断が適切にできるということについて信頼が置けるのかということですので、法的な判断について一定の専門性を備えている、あるいは、どのようなプロセスを経て要件充足が判断されるのかという手続が外部にも示されていて明確になっているという

ように、一定の専門性や判断手続を備えていることに対する「信頼」を意味するものであります。

次に、これまで検討したような削除請求権の考え方が及ぶ射程について、触れておきたいと思います。

まず、検索事業者については、最高裁平成29年決定は、「検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する」と判示しております。これによると、検索結果の提供行為は、技術的媒介者としての間接侵害の問題ではなく、検索事業者自身の表現行為による直接侵害の問題であることとなります。したがって、これを前提とするときは、検索事業者については、その提供行為のもつ様々な特質に応じて、別途、それが違法な侵害となる要件を検討すべきことになろうかと思えます。

次に、ホスティング・サービス・プロバイダ一般の中で、オンライン・プラットフォームの事業者については、その規模と対象となる権利・利益に応じた、つまり、分野ごとのセクトリアルな責任制度を構想することも考えられるところです。

例えば、2019年のEUデジタル単一市場著作権指令は、著作権侵害に関して、オンライン・コンテンツ共有サービス・プロバイダを対象とする特別な責任制度を定めています。その17条では、ユーザーが投稿したコンテンツについても、プラットフォーム事業者自身が公衆に送信する主体であると捉えて、つまり、著作権の直接の侵害主体と位置づけたうえで、サービスの種類や規模に応じて、一定の要件を満たす場合には免責されるということを定めています。すなわち、権利者から利用許諾が得られるように最善の努力をする義務、権利者から関連する必要情報を提供された特定の著作物等については、高度な業界水準に従って、確実に利用できないようにする最善の努力を払う義務、あるいは、権利者から十分な理由を示して通知を受けた著作物については迅速に削除するとともに、将来アップロードされないようにする最善の努力を払う義務などを履行している場合であります。

もともと、一般的な監視義務は負わないとされていますが、プラットフォーム事業者自身を直接の侵害主体と位置づけることによって、原則と例外が逆転し、削除義務もより厳格なものになっているとすることができます。

このような特定のオンライン・プラットフォームについての特別な法制度というのは、ここで検討しておりますホスティング・サービス・プロバイダに共通して妥当するところの一般制度との関係では、その特則に位置づけられることとなります。かりに、このような特別な法制度を法制化する場合には、より上位のレベルで、ホスティング・プロバイダ

一般制度についても定めておくことが必要になるかと思えます。

最後に、削除請求権に関連する問題点として想定されるいくつかの事項について、簡潔に触れておくことにしたいと思います。

まず、権利・利益を侵害するような情報がいったん削除しても繰り返し投稿される場合には、削除請求の実効性を確保すべく、削除請求権の内容として、再びアップロードされないようにする、送信防止措置ないし送信「予防」措置を講ずる義務を負わせることが可能であるのかという問題があります。これは、いわゆるノーティス・アンド・テイクダウン (notice and takedown) だけではなくて、ノーティス・アンド・ステイダウン (notice and staydown) が認められるかというものであります。

この点につきましては、繰り返し述べましたように、プロバイダには、将来の新たな侵害を予防する一般的な監視義務はないわけではありますが、プロバイダが通知を受けて、既に認識している違法な侵害と「同一または同等」の侵害に当たると評価される限りにおいては、既に侵害の認識があるわけですので削除義務が発生し、再度のアップロードについても送信防止措置の対象となると解することは、一応可能であります。

もっとも、これは侵害の同一性の評価、すなわち、既に通知がなされている侵害と同一または同等の侵害であるという内容的な同一性のほか、時間的な近接性についても評価が必要となってきます。そうすると、誹謗中傷などの文脈に依存した表現行為の場合には、著作権侵害の場合と比べて、同一性の判断はより困難であると考えられます。さらに、侵害の同一性の判断において、アルゴリズムを用いたアップロード・フィルタリングを利用することが想定されるといたしますと、すべてのホスティング・プロバイダに共通の義務としてそこまで含めるということは非現実的ではないかと考えます。むしろコンテンツ・モデレーションの問題として正面から検討すべきではないかと考えます。

次に、削除請求に関して、発信者の意見照会を行う手続規定の要否ではありますが、プロバイダの削除義務というのは、削除しないという自己の不作为が違法な侵害と評価される場合に生じるものでありますので、これに加えて、プロバイダに発信者の意見照会を義務づける手続規定を一律に設ける必要はなく、かえって迅速な削除にとって支障となるおそれがあります。

プロバイダが権利・利益の違法な侵害があることを蓋然的に示す重要な事実を認識していて、発信者に意見照会することによって、侵害の要件充足の有無を確認・判断することができるような場合は、それをせずに放置しておきますと、2号の要件を満たして削除義

務が発生するわけでありますから、これに包摂する限りで意見照会の義務を負うと言ってもよいかと思いますが、それを超えて一般化することは適切とは言えません。

また、特定の者に対して、複数の者により、多数の誹謗中傷の投稿が反復継続して大量にされる、いわゆる「炎上」の場合に関しまして、削除請求権を創設することが可能であるのかが検討課題とされています。

誹謗中傷というのは、対象となる者の名誉感情や私生活の平穏などの人格的利益を侵害するものでありますが、それぞれの投稿を単体でみたときは、社会通念上許容される限度を超える違法なものとはいえない場合であっても、そのような投稿が反復継続して大量に行われるときには、投稿全体を見たときは、対象者にとっては受忍限度を超えた違法な侵害と評価される場合があり得るのかという問題であります。

私自身の考え方は、配布資料に記載いたしました、法務省人権擁護機関が参加して行われました「有識者検討会取りまとめ」の68頁にあります。複数の者が、同一の者に対して、相互に併行して誹謗中傷の投稿を行っていることを認識しつつ、反復継続して投稿を行うような場合には、その主観的要素と客観的要素を考慮して、複数の者の行為が社会通念上「関連共同性」を有する一体の行為、すなわち共同行為であると捉え、受忍限度を超えた違法な侵害であると評価することは可能であると考えております。

もっとも、この点は、複数の発信者の行為それ自体が「関連共同性」を考慮して違法な侵害であると評価できるかどうかという問題でありまして、ここで検討しているところのプロバイダの削除義務が生ずる要件の問題ではなく、むしろその前提となる問題でありますので、両者は切り離して論ずべき課題であって、プロバイダ責任制限法ではなく、民法の問題であります。

以上です。御清聴ありがとうございました。

【宍戸主査】 橋本先生、森田先生、大変、高度な議論を御紹介いただきありがとうございました。

それでは、ここから質疑応答に移らせていただきたいと思います。ただいまの橋本先生、森田先生の発表について、構成員の皆様から御意見、御質問のある方は、チャット欄で私にお知らせをいただきたいと思います。いかがでございましょうか。上沼先生、お願いします。

【上沼主査代理】 橋本先生、森田先生、高度なご議論ありがとうございます。

お二人の先生に3点ほど伺いたいと思います。

1点目として、削除請求権の創設により現状認められている削除の範囲を広げるという御趣旨なのかどうかという点です。必ずしもそうじゃないという御趣旨なのかと思いませんけれども、念のため確認させてください。

2点目として、プロバイダが損害賠償義務を負うという場合に、削除請求権を認めていいのではないかというのは、感覚的にはおっしゃるとおりかなと思いますが、ただ、従来、一般不法行為に対しては差止の救済がないというドグマ的な考え方があったと思います。それとの関係をどう理解したらいいのかというのを教えていただければなと思います。

3点目も同じような話ですが、今まで差止めについては独占権の有無をベースに考えていると思っていたのですが、必ずしもそうではないとすると、例えば債権侵害のような本来的には第三者に対して主張できないものを例外的に認めている不法行為みたいなものについて、その削除請求を認めるとすると、本来当事者間にしか効力がない債権について第三者への効力を認めることになるのではないか、という点が気になります。この点、森田先生のお話だと、もともと情報媒介者かもしれないけど、知った以降は主体となるという考え方とのことなので、第三者に対して効力を及ぼすということではなく、自身の不法行為が成立する場合に削除請求が認められるということかとは思いますが、その点、少し広がり過ぎないかなという点を気になるので、教えていただければなと思います。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。これは橋本先生、森田先生、両方への御質問ということでよろしいですね、上沼先生。

【上沼主査代理】 お願いします。

【宍戸主査】 それでは、お手数ですが、御報告順に橋本先生、森田先生、お願いできますでしょうか。

【橋本氏】 御質問どうもありがとうございました。まず、1点目の現状の削除の範囲を広げる趣旨かどうかですけれども、判例で認められているものを明文化するということと考えておりますので、特に広がる、広げると、そういった趣旨は含んでおりません。

2点目が、一般不法行為の効果として、削除請求権が認められていなかったこととの関係についてどのように考えるべきか、ということですが、差止めによる保護が実際に必要になる場面というのは、やはり不法行為が接する場面と比べますと狭いということもあって、条文には規定がされていなかったのだらうと思います。車にひかれるのを差し止めるというのは、ちょっと考えにくいような場面ですので、差止めが必要になるという

のは、おのずとその侵害が継続している、侵害のおそれが高いなど、そういった場面になってきますので、そうなりますと、おのずと、場面も狭まってくるということで、一般不法行為の効果としては認められていないということではなかろうかと思いますが、判例上、人格権に基づく差止めというのが既に確立しておりますし、あるいは、特別法上、知財との関係では、そういった権利に基づく差止めというのも法律で定められているところでもあります。

プロバイダとの関係でいきますと、基本的には、そういった既に認められている、差止請求が認められているようなパターンに収まってくるということです。それほど気にしなくてもいいといえますか、709条に書かれていないから、ここで制限的に考えるべきだということにはならないだろうと考えるところであります。

最後の御質問であります。債権侵害との関係でも、例えば削除請求できるようなことになるのかということでもありますけれども、情報の流通によって侵害されると、情報の流通、それ自体によって侵害されるということではあります。債権の侵害というのはあまりないのかなとは思いますが。それは置いておきまして、債権侵害について、不法行為の成立場面ではあります。債権侵害の不法行為が成立するというのは、やはり加害者の主観面も含めて判断をするということになっておりますが、差止めを考える場面でも、主観面も含めて判断をするということになるだろうと思えます。もし債権に基づいて差止めを認めるというようなことになれば、主観面も含めて判断をするということになるだろうと思えます。

その場合の法的な位置づけとしましては、権利、法益の侵害の違法性を判断するときに、単に客観的な事情だけではなくて、主観面も含めて考慮するということになるだろうと考えております。

私は以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。森田先生、お願いいたします。

【森田氏】 まず、1点目の削除請求の範囲を広げるという趣旨なのかというご質問ですが、現行のプロバイダ責任制限法は、削除しないと損害賠償責任を負う場合については規定してなくて、削除義務を負わない場合について規定しているので、どのような場合に削除義務を負うのかということ自体が現行法では必ずしもはっきりしていないところを、こういう場合には負うことを明確にするという趣旨です。削除請求の範囲を広げるというよりは明確にするということであって、従来からそのように考えられてきたのではないかと

というところを明文化するというものであります。現行法では間接的にしか規定されていないところを明文で規定することになりますので、論理的には同一というわけではありませんが、趣旨としては、広げるということではありません。

それから、ご質問の2点目と3点目は、差止請求権なるものは、物権と同様の排他的な権利でなければ認められないというドグマがあったが、それとの関係はどうかということであります。この点については、報告の中でも触れましたし、橋本先生の只今のお答えにもありましたように、そうしたドグマというのは現在の実定法や判例を見ますと、必ずしも維持されていないのではないかと思います。それは、物権的請求権のアナロジーによって差止請求権を説明しようとしてきた頃の名残りであります。そうした考え方は、フランスやドイツにおいても現在では採られていない考え方でありまして、かりに日本法ではそのようなドグマを前提としてプロバイダに対する削除請求権を規定するということになると、日本法だけ特異な制度をつくることになってしまうのではないかと思います。

判例においても、検索事業者に関する最高裁判決は、一定の人格的利益について差止請求権が認められることを示したものであると担当調査官は説明しておりますし、SNSに関する最高裁判決では、一定の人格的利益が侵害されたときには人格権に基づいて侵害行為の差止請求ができると判示していますので、そこでは利益なのか権利なのかということには、必ずしもこだわっていないと思われまます。

重要なのは、差止請求と損害賠償請求とでは、損害賠償は事後的な救済であるのに対して、差止めは将来に向かって侵害行為を抑制するものでありますので、そのような局面の違いに応じて違法性の評価の中身は違ってきます。しかし、そこでの違法性の評価の仕方については、差止請求におきましても、報告の中で述べましたように、客観的にみて違法な状態にあるかどうかという結果不法の観点だけではなくて、行為者自身の主観的な態様という行為不法も考慮して判断するというところに、人格権についてもならざるを得ないわけでありまます。そのような判断を経て、違法な侵害であると評価された場合には、差止請求権を認めることには、理論的に何ら支障はないのではないかと私は考えています。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。上沼先生よろしいでしょうか。

【上沼主査代理】 ありがとうございます。広く認めるという趣旨が、損害賠償の範囲よりというのではなくて今、裁判などにおいて削除請求で認めている趣旨より広くという

御趣旨でしたが、大体了解しました。

あと、不法行為については、知財において著作権侵害が認められなくても一般不法行為としての損害賠償が認められるかという論点がありまして（最近では流行らないんですけど）、一般不法行為が認められても削除差止めが認められないとなっておりますので、その辺がどうなのかと思って伺った次第です。

大丈夫です。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、続きまして、清水先生、お願いします。

【清水構成員】 ありがとうございます。上沼先生が聞いたところも聞きたいと思っていたところでしたが、それ以外のところで質問させていただきます。まず、橋本先生に伺いたいのですが、基本的には、送信防止措置請求権を認める方向でということで、私もそこについては認めていただきたいとは思っています。人格権侵害、それに加えて709条に当たる場合でも削除を認める余地があるというお話があったかとは思いますが、人格権侵害と709条の場合だと、削除のための要件が異なっていると理解されていると思います。少なくとも現状の実務上、人格権侵害だと、基本的に違法な状態にあるということを排除するというので、故意過失が不要という扱いになっています。仮に人格権侵害に当たらない不法行為の場合に削除を認めないという場合だとすれば、現状の提示されている条文案だと、自己の権利、または法律上、保護される利益という規定ぶりだと広すぎという話にはなってしまうのかなと思いますが、その点はどうお考えでしょうか。

他方で、仮に例えば営業権侵害など、709条の一般的な不法行為に当たるものについてまで削除できるようにするという方向とすれば、逆に、どこまでのものがあれば認められるべきかについて、条文をどのように定めるのがよいかお考えをお聞きしたいなと思いました。

また、橋本先生のご発表で炎上の場面における請求権の創設という点で、個別に違法でない投稿も含め、全体的に削除を求めるという場合、これは理論的にはどういうふうに捉えるのかというのが伺いたいです。森田先生のご発表では、共同不法行為という捉え方をされているということだと思いますけれども、ここは共同不法行為的に捉えるのか、それともロコミ欄みたいなものを全体として1つの投稿として捉えるみたいな、そういう捉え方なのでしょうか。

森田先生に対しては、5ページに間接侵害の話があると思いますが、それで削除を認め

るときに、プロバイダがその投稿状態を認識している必要があるということが前提なのかどうか、知らない場合にも認めていいのかどうかというところについてお伺いしたいなと思っております。

【宍戸主査】 それでは、まず、橋本先生お願いいたします。

【橋本氏】 御質問どうもありがとうございました。3ページ目のところに書きました、勝手に書いたものですが、条文の案について、「権利または法律上保護される利益を侵害される」ということでは、広過ぎる、あるいは狭過ぎることになりはしないかというのが1点目の御指摘でありまして、「権利または法律上保護される利益を違法に侵害されるものは」と書けばいいのですけれども、「違法に」という言葉を書くのが法制的に認められるのかということが若干心配でありまして書いておりません。その違法性のところで、適切にコントロールをするということになってこようかと思えます。

これは709条でもやっていることですし、709条の権利侵害要件の解釈でもやっていることですし、あるいは、森田先生の御提案でも結局は同じことになります。あるいは、今のプロバイダ責任制限法3条でも同じことをやっているということかと思えます。

営業との関係でいきますと、不正競争防止法の規定を参考にしつつ、それに沿った形で違法性を判断していくというようなことになろうかと思えます。

もう1点、炎上のほうのお話であります。今スライドを映していただいておりますけれども、多数投稿されて、全体として受忍限度を超える侮辱となっているようなものについて、どのように束ねるかということかと思えます。森田先生は共同不法行為という形で束ねておられるわけでありましてけれども、私のほうは、そういった多数の者が集まっていて受忍限度を超えていると、そういうものを放置しているプロバイダの行為が1つあって、それを違法とするという、プロバイダの行為の側で束ねるというものでありますので、個別の投稿を束ねるのではなくてプロバイダのほうで束ねています。そこを違法と評価すると、そういった論理を取っております。ちょっと分かりにくいですが、申し訳ございません。

以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。ひとまず、清水先生、橋本先生への御質問はこれでよろしいですか。

【清水構成員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【宍戸主査】 それでは、続きまして、森田先生、お願いいたします。

【森田氏】 私に対するご質問は、プロバイダに削除義務が発生するには、プロバイダが違法な権利・利益の侵害について認識していることが前提となるのかということだと思いますが、それは、この報告の中でお示ししましたように、前提となると考えています。それが、プロバイダ責任制限法3条の1項1号・2号が前提とするところの考え方であるということですので、その考え方を変更しないのであれば、そういうことになるということとであります。

その理由は繰り返しません、投稿の内容について認識もコントロールも有しておらず、自動的に処理されている場合においては、プロバイダ自身は侵害主体としては評価されないということですので、侵害主体と評価されるには、その前提として権利・利益の侵害について認識していることが必要であるということです。差止請求の場合には故意・過失は関係ないと言われますが、ここでプロバイダの認識というのは、有責性の要素としての認識の問題ではなくて、いわゆる違法性の評価におきまして主観的な違法要素が考慮されるというものであり、一定の事実を認識した場合には削除しなければならないというように、削減義務が発生する前提として認識が要件となるということです。

したがって、プロバイダの認識といっても、すべては違法性の評価の問題であり、プロバイダの行為が違法な侵害主体であると評価されるための要件については、プロバイダ責任制限法3条1項の1号・2号と平仄を合わせて考えるべきであるというのが私の考え方とあります。

これでお答えになっておりますでしょうか。

【清水構成員】 理解できました。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、続きまして、山口構成員、お願いいたします。

【山口構成員】 ありがとうございます。橋本先生、森田先生に、貴重な御教示をいただき、感謝を申し上げます。貴重な機会と存じ、恐縮ですけれども、お二人の先生方に、いま少し詳しくお伺いさせていただけますと幸いです。

削除請求権の明文化に関して、その<根拠>となる<論理の構成>について、特に憲法上の表現の自由との関係では、関連の判例でも、やや明確でないところがあるかと思いません。

森田先生がスライドの2枚目に、どのようなニーズに応えるかによって規定の内容も変わってくると、的確に御指摘いただき、貴重な御教示に感謝を申し上げます。ニーズには

様々なものが含まれ、特に、互いに対立する諸利益間のいずれにウエートを置くかによって、その根拠となる論理の構成なども変わってくると思います。

なお、削除請求権の明文化の在り方を検討する際にも、他の対応局面でのニーズと、複雑に絡み合うと思います。

例えば、少し話が飛びますけれども、先ほど、竹内先生から貴重な御指摘をいただきましたように、例えば、小学校でのいじめに関する深刻な事案で、警察での対応も難しい場合があるとなりますと、まずは、相談の窓口をわかりやすくして、できればワンストップサービスで、電話などの対応体制が、今後、積極的に整備されていくことは、重要と思います。

そうした全く別の局面での対応次第でも、削除請求権の明文化という対応局面でのニーズの捉え方が、ある意味では、変わってくるかと思います。

もし仮に、ということですが、プロバイダ責任制限法を改正して、削除請求権を創設する場合の具体的な規定案について、橋本先生のスライドの2枚目、そして、森田先生のスライドの5枚目に基づいて、特に憲法上の表現の自由との関係でのバランスのとり方について、ご質問させてください。

もちろん先のニーズ次第のところがありますけれども、プロバイダ責任制限法が制定された当時も、欧米諸国でも、憲法上の表現の自由の観点からの対抗利益間の調整の在り方をめぐって、かなり議論が行われてきました。例えば、特に政治的表現や差別的表現などに関する難しい調整の際には、そこでの差止請求と損害賠償請求との間の差異は、重要となります。

また、ネット上の表現活動の文脈での削除請求に関しては、その<根拠>とされる権利が、名誉権か、プライバシーか、名誉感情かといった、法益ごとの差異についても、極めて重要となってきます。

ちなみに、過去の関連する判例では、例えば、「名誉、プライバシー、名誉感情」の侵害を、「人格権としての名誉権等」——「等」として——まとめて捉えて、表現行為に対する差止めが許容された、最高裁判決（平成14年9月24日）におけるいわば事例的な判断もありました。その解釈をめぐる議論の中で、例えば、名誉感情のみの侵害を理由として、表現行為への差止めが認められるのかといった論点に関しても、必ずしも明確ではない部分があり、議論が続いてきたと存じます。

そうした様々な違いがある現状を踏まえますと、プロバイダ責任制限法の規定案に示され

ています、権利または「法律上保護される利益」という文言について、改正された現行の民法の文言に合わせて、この「法律上保護される利益」という文言を入れるのも、一案かとは思いますが。ただ、特に憲法上の表現の自由がかかわる場合には、アメリカでの判例動向も視野に入れますと、そうした<根拠>となる<論理の構成>について、いまして詳しく、お伺いさせていただきますと幸いです。

先生方から既に御説明いただきましたとおり、実定法上の差止請求権の根拠について、例えば、北方ジャーナル事件最高裁判決（昭和61年6月11日）を見ますと、物権的な構成がとられており、人格権としての名誉権は、「排他性」を有する権利とされています。このほかに、例えば、知的財産に関しては、著作権法上も、また、不正競争防止法上も、差止請求権の明文規定が置かれています。こうした知的財産の文脈では、<根拠>となる<論理の構成>としては、そもそも物権的な構成となじむところがあります。

先ほど言及されましたように、「ドグマ」としての取扱いについては、議論があるところだと思います。

人格権としての名誉権については、先に触れた北方ジャーナル事件最高裁判決では物権的な構成がとられてきたことは、明確であると言えます。

これを踏まえた上で、ネット上の情報流通の文脈では、これまでの判例法理をどのように応用できるかについては、解釈論としても、かなり難しいところと存じます。

例えば、検索事業者に対する検索結果削除請求に関する最高裁決定（平成29年1月31日）では、「人格権ないし人格的利益に基づき」申立てがされた事案で、そこでの違法性の判断基準について、当時もかなり議論されました。その後、最高裁判決（令和4年6月24日）では、「人格権ないし人格的利益に基づき」ツイートの削除が求められた事案で、判断基準のところでは「人格権に基づき」と明記されており、先の平成29年の最高裁決定の理由づけと比べますと、本件の侵害行為の差止めの根拠となるのは「人格権」であることが明確にされていると、私は理解しています。

先ほどの質疑応答にありました、このたびの情報削除請求権の明文化の在り方について、もしプロバイダ責任制限法の改正措置となりますと、先ほどのような憲法上の表現の自由に関する議論の文脈では、そもそも損害賠償責任の制限のことに、情報の削除請求のことは、かなり違うところもあります。そこで、現行法の枠内か、それともその射程を広げるものか、といった評価の仕方も、なかなか難しいかと思えます。

ここで少しまとめますと、こうした差止請求権ないしは削除請求権の<根拠>となる<

論理の構成>に関して、特に、憲法上の表現の自由との関係では、関連の判例を見ますと、例えば、損害賠償請求と差止請求との間の差異、また、名誉・プライバシー・名誉感情等の法益ごとの差異など、様々な違いがあり、その解釈については、必ずしも明確でない部分もあると存じます。とりわけ、政治的言論、差別的表現などの場合は、対抗利益間の調整が難しくなります。利益の衡量を図るときのバランスのとり方、背景となる考え方や感覚などについては、憲法の領域、民法の領域、さらに例えば名誉毀損では刑法の領域などの、各々の領域ごとに、やはり、違いがあると言えます。こうした様々な違いがある現状を踏まえたと、今後、本WGで検討する際には、その具体的な規定内容、また、その<根拠>となる<論理の構成>などが、重要な論点になってくると思います。

今日、橋本先生、森田先生に、貴重な御指摘と御教示をいただき、感謝を申し上げます。差止請求権を明文化する場合には、その<根拠>となる<論理の構成>について、いまま少し整理できればと思い、先生方のお考えを教えてくださいと、今後、難しい論点に関する議論を深めていくときに、貴重な手がかりになると思います。説明が長くなってしまい、恐縮に存じます。ぜひよろしく願いいたします。

【**宍戸主査**】 ありがとうございます。それでは、どうぞ、橋本先生からお願いできますでしょうか。

【**橋本氏**】 御質問どうもありがとうございました。どうお答えするのか難しいですけれども、まず、令和4年の最高裁の判決のTwitter社に対するツイートの削除請求の判決について、最後のほうに御指摘がありまして、その判決は、スライドのほうにも引用しておりますけれども、プライバシーについて、人格的価値を侵害されたものは、人格権に基づいて、侵害行為の差止めを求めることができるとしております。北方ジャーナルの事件ですと、人格権としての名誉権に基づいて差止めをすることができるというようなことで、名誉権というような言い方をしているところではありますが、こちらのTwitter社に対する判決では、プライバシーが権利かどうかというところには触れることなく、人格権の中にそういうのは取り込まれるんだと、なので、人格権に基づく差止め請求ができるんだと、そういう論理になっておりますので、こういう論理を使うということになりますと、プライバシー権などと言わなくてもいいと。名誉感情権などと言う必要もないと。保護すべき利益であれば、人格権のところに取り込んで、その内容に含めてしまうと。それに基づいて差止めを認めるというようなことが想定されているのではなかろうかと判例を読んだというものであります。

それが1つと、もう1つは、法律によって保護される利益というものを差止めの根拠の規定のところに書き込むのが適当かどうかということではありますが、繰り返しですけれども、プロバイダの場面ですと、こういった法律上保護される利益を含めることによって入ってくる利益というのは、おのずと限られてくるということを再度、確認をさせていただきたいと思います。

それと、もう一つは学説上、現在の不法行為の理論上、差止めを認めるのは、権利の侵害がある場面だけではなくて、違法に利益が侵害された場面で認めるというのが学説の主流的な立場であります。説明の仕方は様々あるとは思いますが、差止めというのは権利、法益の侵害から事前に保護すると、あらかじめの保護、事前的な保護でありますので、違法に侵害される場面、されている場面、あるいは、されるおそれがある場面であれば、当然、法としては、その違法な侵害を止めないといけません。そのために差止めが認められると考えられるところでありまして、そうであれば、その侵害されるものが権利であるのか、利益であるのかということはそれほど決定的ではなくて、違法に侵害されると、法としてそれを許すかどうかという話になってきますので、なので法律上保護される利益であっても、それが侵害されていれば差止めと認めることができると、理論的には説明ができるのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

【宋戸主査】 ありがとうございます。森田先生、お願いできますでしょうか。

【森田氏】 いただいた質問には、レベルの異なる問題が含まれていて、多岐にわたりますので、うまく答えることができるかどうか心もとないところではありますが、大きく分けて2つぐらいの問題があるかと思います。

まず、今日、私が報告しましたのは、プロバイダ一般について法的な義務として削除義務が生ずるのはどのような場合なのかという問題であり、プロバイダ自身が違法な侵害主体であると評価されて、削除義務を負い、削除しないでいると損害賠償責任を負う場合というのは、どういう場合なのかということでもあります。本来、投稿によって権利・利益を侵害された者とプロバイダとの間で利害が対立しているわけではなくて、プロバイダは情報の伝達の媒介という中立的な立場で、発信者に対して情報発信のツールを提供しているにすぎないわけですので、そのようなプロバイダが違法な侵害の主体と評価されることがあり得るとすれば、それはどういう場合なのかという間接侵害の問題を扱ったつもりです。

しかし、これですべての問題を解決しようというのは無理がありまして、違法な侵害に

対応するために、プロバイダから様々な協力を引き出して、適切な措置を講ずるには、法的な義務としてではなくて、ソフトローも含めて検討すべき問題ではないかと思います。したがって、コンテンツ・モデレーションなどの中で一定の手当てをしていくべき問題と、最低限、法的義務として認められるべきこととの間で、役割分担を考えていくべきではないかと思います。

そのうえで、法的な義務としてプロバイダに対する削除請求が認められるのはどのような場合なのかという問題については、明文化のニーズとの関係で最初にお話ししたのは、差止請求としての削除請求ができる権利が何で、できない権利は何かということ、その根拠となる権利または利益ごとに明らかにするというアプローチであります。しかし、このような問題設定でいきますと、これはプロバイダに対する関係だけではなくて、発信者に対しても同じように問題になりますので、そもそも発信者に対して、民法上、いかなる権利または利益が差止請求の根拠となりうるかということ論じていることになります。

そうなりますと、これは、プロバイダ責任制限法の問題ではなくて、民法一般における差止請求の要件を立法によって明確化するという問題になってくるわけですが、私はそこに踏み込むのではなくて、プロバイダが削除しないという不作為が違法な侵害に当たるのはどのような場合なのかという、プロバイダに特有の論点にフォーカスを絞って規定を設けるというのが望ましい方向であると考えています。

民法の解釈一般について、プロバイダに対する関係に限定するとしても、特別法を定めるということになりますと、これはなかなか難しいところです。橋本さんも私も、差止請求が認められるには排他的な権利であることが必要であるという考え方は、現在ではドグマであって、比較法的に見ても、最近の日本の学界状況から見ても適切でないと考えていますが、それを特別法で立法化するほどのコンセンサスが直ちに得られるかということになりますと、なかなか難しいところです。民法一般の解釈に関わるような改正になりますと、条文を1つ置けばよいということではなく、大議論が必要になってくるわけですが、私の立場は、そこには立ち入らなくても問題が解決できるような方策を考えていくべきではないかということでもあります。

また、人格権に基づく差止請求権の明文の規定を置くことが、判例によってそういう権利が認められていることを知らない人たちに対して啓蒙的な効果を持つことを期待しているのではないかというニーズについては、さしあたりは、この問題を考えるときにはそれほど重要ではないのではないかと、というのが私自身のスタンスでもあります。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。山根構成委員からも御質問が来ていますので、お願いいたします。

【山根構成員】 ありがとうございます。時間も押しているところ申し訳ありません。大変難しい議論の中、素人なので、おかしな質問かもしれません。すみません。

橋本先生に1点お伺いしたいのですが、御説明の中で、違法性の評価は裁判所でないと難しいという御説明がありましたけれども、例えば削除要請等の法的な位置づけが明確になって、また、適切な支援体制などが整えば、裁判によらずとも、違法性の評価が可能となるということにもなるのかどうかというのをお伺いできればと思いました。よろしくお願ひします。

【宍戸主査】 橋本先生、お願いいたします。

【橋本氏】 御質問ありがとうございました。最後のほうに書きましたのは、あくまで3条の責任制限を外すという効果を想定して、どのように考えるかということですので、それ以上の含意はございません。あくまでも3条との効果ではこうなると申し上げているだけであります。

【山根構成員】 分かりました。ありがとうございました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。まだまだお伺いしたことはありますけれども、時間の関係上、橋本先生、森田先生への質疑、ディスカッションはここまでとさせていただきます。両先生には、本当に心より御礼を申し上げたいと思います。大変高度な議論を、この場に入れていただいたと思います。

それでは、続きまして、残り時間、20分弱でございますけれども、自由討議に移りたいと思います。これまでの、本日の有識者の皆様からのヒアリング、あるいは第2回、第3回で実施したヒアリング、あるいは会合の開催にあって実施させていただきましたパブリックコメント、意見募集の結果も踏まえまして、誹謗中傷等の違法有害情報への対策に関するワーキンググループ、検討アジェンダの各項目につきまして、構成員の皆様から自由に、本日のいただける範囲で御意見をいただければと思っております。

参考資料の1を御覧いただければと思います。この検討アジェンダは、10ページほどあるわけですが、4つに分けて、御意見があればお伺いをしたいと思っております。まず、1ページの総論的な部分、そして、2ページの半ばまでの具体的な検討事項の1、プラットフォーム事業者の責務までの部分で御意見があれば承りたいと思っておりますが、いか

がでしょうか。

ここは総論的なところでございますけれども、いかがでございましょうか。ひとまず、1まではよろしいでしょうか。また後で、お気づきの点があればいただきたいと思います。

それでは、続きまして、2ページの中ほどから、透明性・アカウンタビリティの確保方策の在り方がございます。こちらにつきましては、2-1で透明性・アカウンタビリティの確保が求められる事業者、2-2で、運用方針及びその結果の公表、そしてプラットフォーム事業者による評価、運用方針の改善、その他の運用体制等の事項、そして、5ページに入りますと、手続の適正性確保のために透明性・アカウンタビリティの確保が求められる事項として、コンテンツモデレーション関係の相談窓口と、今日、竹内先生からお話しいただいた話がございます。さらに、取組状況の共有等の計画的な実施について6ページにあります。このところにつきまして、これまでの議論を踏まえて構成員の皆様から御発言があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、まず、伊藤構成員、お願いします。

【伊藤構成員】 発言の機会をいただきありがとうございます。様々な議論を聞いていましたが、まず、若い世代を含めて、プラットフォームの方の話も聞かせていただきまして、けれども、基本的に総論賛成、各論やはり議論ありというところなのかなと思っていて、そこは慎重に議論すべきかと思っています。

ただ、厳し過ぎると形骸化したり、逆に緩過ぎると事故などが増えたりすると思うので、適切なバランスのルールメイキング、難しいですけど、必要かなとは、総論的には思っているという感じでございます。

2についてですけれども、特定の要件を満たすプラットフォーム事業者は対応すべきというところがありますけれども、特定の要件というのは慎重に決めるべきかと思っております。それは、もしかしたらユーザー数なのか、誹謗中傷のそもそもの件数なのか分かりませんが、そこは慎重に決めるべきだと考えております。

ただ、壁や抜け道のようなものが発生するというのは懸念がありまして、例えば、この要件がいいとなったら、例えばぎりぎり当てはまらないところが一番、利益をいただくということになるかもしれないですけども、こういうところに関しては慎重に議論が必要なのかなと思っております。

続きまして、2-1のプラットフォームの規模についてなんですけれども、SNSなどを見ていると、SNSというのは、いわゆるネットワーク・エフェクトが発生しやすいような

事業体になっていると思ひまして、ユーザー数がどんどん増えたら、指数関数的にどんどんユーザー数、それこそ経済的な利益も増えるという特性があると思ひます。中小のサービス全てを同じ規制で当てはめるといふのは現実的ではないかなと思ひて、国のスタートアップ施策を含めても、規模などは慎重に配慮されるべきかと思ひています。ただ、特定の事業者をいわゆる狙い撃ちということも不公平感があることと思ひますので、適切に事業者を含めて公平な基準などをつくるべきかなと思ひていました。

これが最後ですけれども、2-2についてですけれども、事業者ごとにそれぞれPDCAなど、様々に工夫していただいて公表することは賛成ですけれども、それが例えばフォーマットが別々だったり、あとはこういうことをやっていますということが事業者によって変わったりすると、国やユーザーさんにとっても分かりづらくなると思ひますので、一定の基準や、必要な事項といふのはそろえるべきだとも考えています。

なので、何でできるか分かりませんが、国や第三者機関のようところが適切なガイドラインや基準をつくって、そこに基づいて、プラットフォームさんが、そういう対策を公開するような努力もあってもいいのかなと思ひておりました。

素人ながらの意見もあると思ひますけれども、以上になります。

【宍戸主査】 貴重な御指摘です。ありがとうございます。それでは、清水構成員、お願いします。

【清水構成員】 本日、竹内先生から御指摘があったように、利用規約や、どの辺りにコンテンツモデレーションがあるのか、どういう要件でできるのかみたいなどころについては、一般の方が見ていくと、なかなか難しいという問題があると思ひます。そこで、重要なところを抜き出して、ここは重要ですよといふのを分かる形の表示を求めるような内容を盛り込んだほうがいいのではないかなと思ひました。そこから細かい話が見たい方はリンクを貼って、細かい利用規約を見ていくというような概括的な記載を求めるものがあったもいいのかなと思ひました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、3についても議論をいただきたいと思ひます。6ページの中ごろ、プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割でございます。ここには投稿のモニタリングの話、それから3-2では、本日、橋本先生や森田先生から詳細な御説明いただきました削除請求権を含む、要請・請求のフェーズのお話、それから、3-3では、削除等の判断・実施のフェーズのお話がございます。

3について、御質問、あるいは御意見があれば、構成員の皆様から自由にいただきたい

と思いますが、いかがでございましょうか。上沼先生、お願いします。

【上沼主査代理】 ありがとうございます。削除請求権に関してというと、あったほうが分かりやすいなと思いますが、削除請求権がなぜ必要かということを考えたいと思っておりました。先ほど、3割の人が請求権があることを知らないということは伺ったんですけど、削除請求権があると規定したところで、認知率があがるとはあまり期待できない気がします。また、削除請求権がないと削除ができないみたいなことをプロバイダがおっしゃっているんだとすると、削除しなかったら自分の責任となるということを理解していますか、という話だと思うのです。なので、その辺のバックグラウンドのところは何かあったらいいかなという感じを受けました。

取りあえず以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。ある種の立法事実みたいな話ですよ。この点については、もし、今この場でというよりも、事務局において、削除請求権を認めること、正面から法文に書くことの立法政策上の当否の裏づけとなる事実のありやなしや、あるいは、どのように評価するかについて、会合で御説明いただく準備をいただければと思います。

ほかに、3の部分について御意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。清水先生、お願いします。

【清水構成員】 ADRに関して書いているところがあるかと思いますが、個人的な考えで言えば、ADRをしたからといって解決が早くなるかということ、基本的にそんなことはないのではないかと考えていまして、手続を増やすだけであまり意味がなく、必要性に疑義があると考えています。

判断のためには、結局、ある程度事情の把握ができることが必要で、相手方からも反論がされ、それに対する再反論を要するといった手続が基本的に必要になるだろうと思います。反論や再反論の準備自体に一定の時間がかかるうえ、仮にADRで結論が出ても、判断権者は誰かという問題があり、基本的に裁判所が判断したものでない限り従わないという相手も出てくると思います。そうすると、結局、ADRで結論が出ても従わない、さらに、もう1回裁判してくださいと言われる可能性もあります。そうなれば、却って時間がかかってしまうということになり、あまり実効的にはならないのではないかと考えるところです。この点一応申し述べておきたいと思いました。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。上沼先生、お願いします。

【上沼主査代理】 すいません。さっき一緒に言っておけばよかったのですが、清水先生の意見に賛成だということを言いたいです。ADRが必要という趣旨がよく分からないのです。もし、事業者が自分で判断したくない、判断の責任を誰かに負担してもらいたい、という趣旨なのだとなれば、自分の行為は自分の判断でやってくださいとしか言いようがないと思います。もし、裁判所がいっぱいいっぱいなので、別の機関が必要だということであれば、それは裁判所としての手当てをすべきというのが本筋だと思います。そういう意味でも、ADRって必要な趣旨がよく分からないなと思いました。

あと、その下の行政庁からの削除要請というものについては、行政からの削除請求ということについては慎重に対応すべきだと思いますので、取るべき対応を明確化するということは、私は賛成できないと思いましたので、それも追加で言っておきます。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。藤原先生、お願いします。

【藤原構成員】 お二人の先生と結構似たような話なのでどうしようかなと思ったのですが、私もADRは多分そんなに意味ないかなと思っていて、結局誰かが判断するというときに、結構な組織みたいなものをつくってコストをかけるというときに、一からつくったときにすごくちゃんとしたものができるとはとても思えなくて、しかも、さっきも言っていましたけれど、裁判所の公的な決定でないと従わないという方針を取る事業者というのは結構いると思うので、そういう意味でもあまり意味がないかなと思っていて、どちらかという、現状は裁判所で時間がかかっていたり、ある意味、似たような手続を繰り返すことになっていたりする面があるのを効率化する、簡単に判断できるような手続をつくるなど、そういうことのほうが本当は本質的なのかなと個人的には思っていますというところです。

それから、あと、その下の行政庁からの削除要請についても、まさに上沼先生と全く同じことを思っていて、行政庁が言ったら消すというのは、まさに行政庁による検閲みたいなお話なので、これは法制化というのは結構難しいのかなと思っています。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。ADRについて、今様々な議論があったところですが、申請者側と、それから事業者側で、良い形で負担を減らすことができると

すれば、どういう場面で、そして、どういう事業者さんであれば、まさに効果的なのかというところを含めて、まさに効果的な側面と、そうでない部分というのをよく切り分けて議論をしていく価値があるのかなと思います。

この点、まさにデジタルサービス法では、手続の中に明確に法定で義務づけるといったようなこともあるかと思いますが、そこも継続的に見ながら、我が国で法制化するかどうかということはさておいても、そういった施策の広がりをよく注視しながら考えていけると良いのかなと感じます。

それから、まさに今、続きました、行政庁からの削除要請については、ほかの先生方と私も同様の意見であるのですけれども、例えばレスポンスでありますとか、ある種の対応件数、どういった判断をしたといったようなことを透明化する、あるいは、別途、少し議論になっているところの、こういった行政庁以外からの通知があった場合にもどういった対応をしていくのか、返事をする、あるいは、こういった判断をしたその理由を返すといったところが全体的に議論になってくるかと思うのですけれども、そこにおける行政庁というものの位置づけというものを、どの程度、特別なものとするのか、あるいは一緒のものとして考えるのかというような論点が1つ出てくるのかなと思います。

取りあえず、以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。山根構成員、お願いします。

【山根構成員】 ありがとうございます。ADRについて、様々な御意見が出ていて、私も納得はするところですが、ただ、消費者の取りかかりやすさであったり、あと迅速な削除のために機能するのではないかというところであったり、期待するところもあったわけですし、今回ということではなくても、さらなる議論は続けていただければと思っています。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。予定の時間ではあるのですが、もう少しだけお付き合いいただける構成員は、お付き合いいただきたいと思います。

4のその他の事項、9ページから10ページまで、これは短いですが、もし今の時点で何かお気づきの点があればいただければと思うのですが、いかがでしょうか。上沼先生お願いします。

【上沼主査代理】 まず、情報の範囲に関して言うと、有害情報というのはもともと違法ではない情報なので、それについてはやはり難しいだろうから、事業者さんの規約で対

応してもらえないだろうかと思うのが1点目です。

あと、相談対応の充実の部分については、先ほど竹内先生からのお話にもあったとおり、その点は重要だとは思いますが。ただ、法的手続を取るとお金がかかるから泣き寝入りだという状況については、本当に何とかしなくてはいけないかなとは思っているのですけれどもこれはかなり大きな問題なのでここで何とかできるものではないとは思いますが。ただ、少なくとも、たらい回しされない仕組みは必要だとは思いますが。このくらいであれば、何とか検討できるのではないかと思うので、対応可能な範囲でできる部分について、明確にできるところをしていただけたらいいかなと思いました。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

ほかにございますでしょうかという聞き方も変でございまして、当然いっぱいあるわけですが、多分時間の関係で、気を使っていたているのかなと思います。本日の意見交換自体はここまでとさせていただきたいと思いますが、しかし、検討アジェンダについて、これまでのヒアリング等を踏まえまして、様々構成員の皆様からお考えいただくところ、その中には、構成員の間の意見が一致している部分、あるいはニュアンス、方向性が違う部分、また、これまで議論が深掘りされていない部分と様々あるだろうと思います。

本日、十分議論の時間を確保できなかったのは、私の進行の不手際もございますけれども、検討アジェンダがもともと多岐にわたるものでございますので、今後の議論を効率的に、かつ、重要な点については深く行うために、構成員の皆様にお願いがございます。検討アジェンダの各項目に対する御意見について、書面で事務局にお寄せいただきたいと思います。

次回以降の会合におきましては、構成員の皆様方からいただいた御意見を基に、事務局と私のほうで論点を整理しながら議論を深めさせていただく。また、先ほど少し申し上げましたが、御意見を見ていて必要だと思われるファクトや資料については用意させていただく、そういうやり方で進めたいと思いますが、この点、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なしの声)

【宍戸主査】 ありがとうございます。それでは、チャット欄でも御賛同いただいているということで大変助かります。そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から連絡事項がありましたらお願いをいたしますが、竹内先生、30秒だけということですね。

【竹内氏】 すいません、今日、皆さんの熱心な議論、感動しました。今、現場は本当に待ったなしで、もう大変な子供たちが多いので、ぜひお願いします。特に立法がないと海外の事業者が動けないです。日本法人の人たちも頑張っているのですけれども、立法してくれよという声も実は多いので、皆さんぜひ、私も何かできることは応援します。今日は感動いたしました。ありがとうございました。以上です。すいません、最後に。

【宍戸主査】 ありがとうございました。竹内先生、最初だけではなくて、ずっと最後まで御参加いただき、これも御礼を申し上げたいと思います。引き続きよろしくお願いたします。

それでは、事務局お願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 皆様、本日も御議論、御発表ありがとうございました。ただいま宍戸主査からお話のございました意見の御提出につきまして、事務局より御案内を各構成の皆様差し上げてまいります。また、次回会合につきましては、別途事務局より御案内をいたします。事務局からは以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございました。

これにて本日の議事は全て終了となります。改めてですけれども、御参加いただきました竹内先生や橋本先生、森田先生には私から御礼を申し上げたいと思います。

以上で、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ、第4回会合は終了となります。お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございました。